

ガーデンシティみしま推進会民間活力活用事業要領

平成29年5月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、ガーデンシティみしまを推進するために、ガーデンシティみしま推進会会員が実施する楽寿園を核とした民間による取り組みに対して助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、現にガーデンシティみしま推進会の会員であるものとする。但し、公の機関が会員の場合は対象としない。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、ガーデンシティみしまアクションプランの内容に沿ったもの及びガーデンシティみしま推進に資するものとする。

(助成額及び助成対象経費)

第4条 助成額は、1事業あたり10万円を限度に、予算の範囲内で決定する。

2 助成対象となる経費は、別紙のとおりとする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、助成の決定のあった年度内とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、ガーデンシティみしま推進会民間活力活用事業助成金交付申請書により会長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 会長は、交付申請を受けて交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

(完了報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書を会長に提出しなければならない。提出は3月31日を越えてはならない。

(交付の方法)

第9条 事業完了報告後、助成金交付請求書により、支払うこととする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

助成対象経費について

1. 対象経費

本事業を行うために必要な経費であり、かつ、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

会議費（弁当・飲料・茶菓代は不可）

借上料（機材リース等）

消耗品費（1品あたり1万円以下）

印刷製本費

通信運搬費

広告宣伝費

報償費（外部専門家の謝礼等）

2. 対象外経費

人件費（補助員人件費を含む）

旅費

食糧費

備品購入費

外注費

委託費 ほか

上記は例示として主なものを記載しているため、対象か対象外であるのかわからない場合は、事前に事務局と協議をすること。